

告 示

埼玉県監査委員告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十三年十月七日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 齊 藤 正 明

埼玉県監査委員 加 藤 裕 康

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
警察本部	寄居警察署	平成 23 年 3 月 1 日 (第 2266 号)	<p>平成 21 年度冷暖房設備保守業務委託契約について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 当該契約を 3 者の見積合わせにより締結したが、予算執行時点の執行可能額(予算残額)を超える予定価格を決定し、見積合わせを行った。</p> <p>2 5 月 25 日に見積合わせを行ったが、予定価格調書を作成したのは翌日の 5 月 26 日であった。</p>	<p>再発防止のため、</p> <p>1 予定価格の決定に当たっては、予算管理を確実にし、決定する</p> <p>2 予定価格調書の作成及び見積合わせに当たっては、事務処理を適正に行う</p> <p>こととし、幹部職員をはじめ複数の職員によるチェック体制を強化した。</p> <p>また、財務担当者等の会議において、監査結果及び埼玉県財務規則等関係諸規程の周知徹底を図った。</p>